

## 第 26 回那珂市公共下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 19 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所 那珂市役所瓜連支所分庁舎 2 階会議室
3. 出席者 委員 19 名 事務局 10 名
4. 欠席者 委員 1 名
5. 審議会内容

### 発言者

### 内容

- 事務局 本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。  
ございます。  
本日の進行をさせていただきます、よろしくお願いいたします。  
開会にあたりまして、事務局より、本日の出席状況をご報告いたします。
- 事務局 本日の出席状況をご報告いたします。  
委員総数 20 名に対し、本日の出席者は 18 名ですので、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第 6 条第 2 項に規定する定足数、過半数以上に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。
- 事務局 ここで、勝山文久会長より、ごあいさつをいただきます。  
会長、よろしくお願いいたします。
- 会長 皆さん、こんにちは。残すところ平成 30 年もあと 10 日ほどとなりました。お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。  
国のほうでも水道法改正など、公共事業の見直しが動いております。下水道事業でも以前では考えられなかった、農林水産省の事業と国土

交通省の事業の乗り入れができるようになりました。下水道事業につきましてもこれから広域化が求められるようになるのではないかと考えております。

当審議会では、残された未整備地区の対応について、慎重に検討しなければいけない状況になっておりますので、本日も慎重な審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それから、私事で大変申し訳ありませんが、他の会議がありまして、2 時半に中座させていただきますと思います。その後は副会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

会長、ありがとうございます。

ここで、議事に入る前に、お配りした配布資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の次第
- ・ 第 26 回審議会報告資料（資料 1～3）
- ・ 第 26 回審議会議事資料（資料 4～5）

の資料をお配りしております。

資料に不足のある委員がいらっしゃいましたら、事務局へお申し出下さい。

ここからの議事進行は、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第 6 条第 1 項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされておりますので、会長に議長をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

規定により議長を務めさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

なお、審議会は公開により行いますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

まず、「報告（1）平成 29 年度決算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1 をご覧ください。平成 29 年度下水道事業決算状況となっております。①下水道事業特別会計についてですが、歳入が 20 億 36 万 9,302 円でございます。内訳としましては、受益者負担金、使用料、

国庫支出金などで、詳細を表と円グラフで示しております。前年度と比べて国庫支出金が22%減少しておりますが、前年度からの工事の繰越がなく、補助金が減となったためです。また、市債についても、12%減となっておりますが、同様の原因で借入れが減少しております。

次のページをご覧ください。歳出は19億1,616万8,117円でございます。内訳としましては、下水道施設維持管理費等の総務費、下水道建設費、建設費用のために借り入れた公債費などですが、前年度と比べまして下水道建設費が16%減少しております。

次のページをお開き下さい。参考になりますが、②農業集落排水整備事業特別会計の決算についてもご説明いたします。歳入は12億226万9,287円でございます。内訳は表と円グラフに示しております。前年と比べ、国庫支出金が3倍となっておりますが、要因としては処理場建設の増により、補助金が増となったためです。

次のページをお開き下さい。歳出については、11億5,374万6,987万円でございます。前年度と比べ、集落排水整備費が約2.4倍に増加しております。

以上が平成29年度の概要でございます。

会長 　ただ今、事務局の方から説明がございました。平成29年度の決算状況につきまして、ご質問ございましたら、挙手の上ご発言お願いいたします。

委員 　下水道事業の歳出の中で、総務費が12.3%と上昇しておりますが、下水道建設費が16.5%マイナスで、単純な考え方ですが、業務量が減っているにもかかわらず、総務費が増えているというのはいかなものかなと思います。コストダウンを考えると、総務費は減らされるものであるかと思うんですけれども。

もう一点が、農業集落排水事業特別会計ですが、分担金及び負担金がマイナス15.3%となっておりますが、ある程度工事が始まる時点でそういった方に入っていただくか決まっていて、特定されているものと考えていたんですけれども、分担金や負担金が減っているのが、人口減にしても少ないと思いますので、このあたりをお伺いしたいと思います。

事務局 　まず、一点目の総務費の上昇ですが、確かに昨年度と比べて12.3%の上昇を見せています。こちらの総務費は職員人件費、事務費、下水道施設維持管理費ということですが、職員人件費はほぼ変わりなく、むしろ職員構成によって若干の減少がございました。今回特徴的なこ

としては、流域下水道に対する負担金が、市民の皆様が流した汚水量に応じて使用料が増加しておりますが、これに応じて茨城県に払う流域下水道の処理費用が増加しますので、こういったものが要因ではないかと考えているところでございます。

もう一つのご質問であった農業集落排水の件でございますが、農業集落排水の分担金については、公共下水道とは異なりまして、処理区ごとに整備を進めておりますので、直近でございますと、鴻巣地区の賦課が平成 27 年度の最後に終了したところでございます。従いましてここ数年鴻巣地区の方で、5 年間の年度分割納めていただいている方と滞納になっている方のみ分担金を支払っている方になりますので、平成 29 年度までは減少する傾向になると考えています。

なお、酒出地区の供用開始が平成 32 年度に予定しておりまして、その前年となる平成 31 年度に受益者となる方に分担金を賦課します。ですので、平成 31 年度の決算には大幅な上昇になる見込みでございます。公共下水道よりも年度間の差が大きくなるのが特徴であるのご理解いただければと思います。

委員 公共下水道については分かりました。農業集落排水のほうは、トータルの収入は変わらないが、年度間で変動があるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 おっしゃる通りでございます。毎年必ずいただく使用料とは異なりまして、建設を行った前後のみにいただくものですので、公共下水道では建設事業が多かった年の前後には多くなる傾向にありますが、農業集落排水は供用開始をする前の年度が極端に多くなる傾向にあります。

以上です。

委員 ありがとうございます。  
あと一点あるんですけども、接続率の話ですが、公共下水道は供用開始人口に対して 95.11%と相当高いというのは理解できますけれども、集落排水のほうは 87.52%と少し差があるということで、この辺についてご説明ありますか。

事務局 公共下水道については菅谷地区が供用開始されて既に 30 年が経過しておりますので、菅谷地区のほとんどの皆様、それと新規で新たにご

自宅を建てられる方は必ず公共下水道に接続することになりますので、比較的高いというふうになっているものと考えています。

それと比べまして、農業集落排水につきましては、供用開始になった後、速やかに接続していただけるようお願いをしているところですが、公共下水道の地域と比べますと割合については低いという状況になっています。これは当然このままでよいというものではございませんので、定期的に農業集落排水に接続をできる方、ご自宅に公共枵がついている方を対象に接続のお願いに歩いているところでございます。

会長                    その他ございますか。

副会長                以前も話したのですけれども、公共下水道でいえば、当該の下水道事業は収入源が、負担金、使用料及び手数料で 28.5%しかなく、あとは一般会計からの繰入と市債を発行して、要するに借金をして成り立っている事業であることがいえるということです。

一方農集に関しても、それに占める割合はたった 7.8%なんですよ。あとはすべて一般会計と借入で成り立っている事業であることを前提において議論していかなければならないと。

これがポイントであると思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長                    ありがとうございます。

下水道事業は農業集落排水も含めて公共事業ですから、ペイするというのはなかなか難しいと思ひますけれども、一般会計からの持ち出しと借入に頼っている事業であると認識していただきまして、今後の事業計画の変更計画について慎重に議論していただきたい旨が副会長からございました。

その他なければ、報告 2 那珂市下水道事業地方公営企業法適用推進事業の進捗状況について、を議題とします。事務局からよろしくお願ひします。

事務局                資料 2 をご覧ください。那珂市下水道事業地方公営企業法推進事業の進捗状況についてご説明いたします。

1.概要についてです。平成 27 年 1 月に、総務大臣から「公営企業会計の適用の推進について」が通知され、施設の老朽化、人口減少によ

る料金収入の減少等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくため、自らの経営状況を正確に把握することが可能となるように、地方公営企業法の適用により公営企業会計に移行し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請されました。

当市では、国の要請を踏まえ、平成 28 年 3 月に「那珂市下水道事業地方公営企業法適用基本方針」を定め、平成 32 年度会計からの適用に向けて、公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る固定資産の調査のほか、関係課の担当者との協議等を順次行い、計画的に法適用事務を進めております。

このたび、関係課との協議を踏まえ、法適用後の事務の取扱い及び今後のスケジュールについて以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

2.法適用後の事務の取扱いの要旨についてです。対象事業は公共下水道事業、農業集落排水事業の 2 事業になります。

適用範囲については、当市では水道事業及び下水道事業を上下水道部において実施していることから、この業務体制を継続し、財務に関する規定のほか、組織及び職員の身分取扱いに関する規定を含めた、地方公営企業法の全部の規定を適用いたします。ただし、管理者は設置いたしません。水道事業者に対する使用料徴収事務の委任は、法適用後も継続する。

適用時期は平成 32 年度会計、平成 32 年 4 月 1 日からの適用を予定しております。

3.今後のスケジュールについてです。今後、法適用後の事務の取扱いに基づき、企業会計システムを構築します。構築後、現在進めている公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る固定資産の調査及び評価結果を速やかに入力します。

法適用手続きに係る条例・規則等の改正に向けて、改正候補の抽出等の準備を進め、平成 31 年度中に条例改正を行う予定です。

法適用後の下水道事業の円滑な運営のため、総務課・財政課・会計課・水道課等の関係各課との調整を引き続き行うほか、担当する職員に対して必要な引継ぎ及び研修を実施します。

法適用後も下水道事業を引き続き持続的・安定的に運営することができるよう、平成 29 年 3 月に策定した「下水道事業経営戦略」については、地方公営企業会計に基づいた所要の見直しを行う予定です。

以上になります。

会長           ただ今事務局のほうから説明がございました。この内容について何かご質問があれば。

委員           公営企業がわからないのですけれども、法適用後の事務の取扱いで、適用範囲について、市長の権限に属する事務もやりますとなっているが、何かが変わってやらなくなるのか、どうなのか。

それと、今後のスケジュールの下水道事業経営戦略について、地方公営企業会計に基づいた所要の見直しとありますが、下水道を持続的に運営できるという話ができなくなってしまうから、このようなことを見直す必要があるとか、何を見直すのかがわからないのでその辺を説明していただければと思います。

事務局       まず一点目の地方公営企業法を適用することによって、今現在下水道事業でおこなっている事務を行わなくなる事務というご質問だったと思いますが、注意書きでもございました浄化槽事業のように本来市長が行う事務は行わなくなる可能性もございました。しかし、今現在那珂市内にお住まいの方の汚水処理は公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つを組み合わせで行っていることから、利便性を考えまして、原則として行わなくなる事務はなしとしているところでございます。

二点目のご質問の経営戦略の取扱いについて、行えなくなるもの等がないのかというご質問だったかと思うのですけれども、先ほど小島副委員長からあった内容がポイントだと思っております。先ほど担当から説明した今現在の決算書については歳出と歳入が総額となつて表示される形になっております。しかし、これから地方公営企業法を適用することによって一般の株式会社並の決算書を作るという形になります。については決算日現在の資産・債務の状況を示したバランスシートと一年間の収支を明らかにした損益計算書、それと実際のお金の流れを示したキャッシュフロー計算書を議会にもご提示することになるかと思っております。したがって今現在下水道管を金額に置き換えたもの、借金の状況についても比較的わかりやすい形になってお示しすることができますので、それを踏まえた上で今の経営戦略の見直しが必要かどうか、このまま経営を進めていってよいかを考える材料にしていきたいと思っておりますので、速やかにこちらの見直しを進めていきたいと思っております。

会長 よろしいでしょうか。その他特にございませんか。

委員 コンセッション方式とかを意識するという意味でしょうか。

事務局 一足飛びに民営化やコンセッションというのはハードルが高いので、ひとつひとつの業務の見直しをさることながら、新規事業についての考え方、ないしは現在委託で民間の方をお願いしている部分もございますので、そういった見直し、それと使用料水準は適正かどうか一般的に考えられることだと思いますが、今のところ白紙でございます。

会長 他に特に無いようでしたら、報告 3 の水戸・勝田都市計画下水道那珂市公共下水道事業計画変更について、を議題とします。事務局からご説明をお願いします。

事務局 水戸・勝田都市計画下水道那珂市公共下水道事業計画変更について、ご報告申し上げます。平成 30 年 9 月 27 日付那下第 495 号で事業計画の変更を茨城県知事に申請し、平成 30 年 11 月 1 日付茨城県告示第 1352 号において認可の告示がされました。事業計画の変更の概要といたしまして、計画区域は変更をせずに計画目標年次 5 年間延伸する形で事業計画の変更をいたしました。

以上です。

会長 ありがとうございます。何か質問ございますか。

なければ、議事 1 の地域再生計画に係る中間評価についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料 4 をご覧下さい。地域再生計画に係る中間評価についてご説明いたします。

下水道法第 34 条では、国は下水道の設置又は改築に係る事業に国庫補助ができるようになっており、那珂市では「社会資本整備総合交付金」と「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」の 2 つの補助金を活用しています。

補助金の交付に必要な計画は、社会資本整備総合交付金は茨城県が作成した社会資本総合整備計画に基づいており、地方創生汚水処理施

設整備推進交付金は市が作成した地域再生計画に基づいています。

地域再生計画の概要としましては、地方自治体が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定めた施策について、地域再生基本方針に基づき自主的かつ自立的な取組による地域活力の再生を、総合的かつ効果的に推進するために作成する計画で、目標に対する評価の透明性、客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等の第三者委員会等から意見を求め、中間・事後評価を行い公表するものです。

計画の名称は、「一人ひとりが輝くまちへの環境づくり」計画としまして、目標は、那珂市は近年隣接市のベッドタウンとして発展しているものの、汚水処理施設については依然として未整備の部分が多く残っていることから、河川、沼および農業用水路等の自然環境悪化や、市街地周辺集落の人口減少対策が今後のまちづくりにおける優先課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により、公共下水道および農業集落排水の整備を一体的に推進することにより、本市の自然環境の保全と住環境の向上を図るとともに、関連事業であるまちづくり活動への参加促進を実施し、市民や転入者に住みよい環境の提供を目指していきます。

目標 1 としまして、住みやすいと思う市民の割合を 85% に、目標 2 として、まちづくり活動に参加している市民の割合を 50% 維持するものとしております。

主な事業内容としましては、公共下水道の認可区域を 10,000m、農業集落排水の酒出地区を 10,135m 及び処理場、マンホールポンプの設置を平成 31 年度までの 4 年間で実施するという形にしております。

次に地域再生計画（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）中間評価調書をご覧ください。

①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況についてご説明します。指標 1 の汚水処理施設の整備の促進と汚水処理人口普及率の向上について、中間目標値 81.9% に対しまして H29 年度現在で 81.7% となっており、おおむね計画通りの整備の推進を図ることができたものと考えております。指標 2 の住みやすいと思う市民の割合について、中間目標値 83.6% に対し、中間実績 84.1% で、こちらは、市民アンケートによる結果による数値のため正確な判断は難しいですが、目標値は達成したと考えています。指標 3 のまちづくりに参加している市民の割合は中間目標値 50.0% に対し、45.0% で、こちらも市民アンケートのため正確な判断は難しいですが、基準年度の値に比べ数値は向上

しており、最終年度には目標値に達するように目指していきます。

次に③事業の進捗状況でございます。特別措置を適用して行う事業として、補助金を活用して行っている事業は、公共下水道事業および農業集落排水事業、その他の事業として個人設置型合併処理浄化槽と社会資本整備総合交付金を活用した公共下水道事業となっております。計画外で独自に実施した事業として、下水道促進週間コンクールへの参加、まちづくり活動参加促進事業、ごみ啓発等推進事業となっております。まちづくり事業は市民協働課による「協まち・カフェ」を指標としておりまして、平成 28・29 年度の 2 か年で延べ 4,538 人の市民が来場し、まちづくり活動への理解と参加を積極的に呼びかけました。また、ごみ啓発活動はまちづくり委員会や市民団体によりまして、平成 28・29 年度の 2 か年で延べ 40 団体 773 人参加したクリーン作戦によりまして、約 5260 k g を処分し、環境美化を行うとともに不法投棄に対する意識啓発を行いました。

④評価方法としまして、今回の下水道事業審議会で中間目標値の実現状況に関する評価・検討を行っていただきます。

⑤中間評価の公表方法は那珂市下水道課のホームページに掲載いたします。

⑥計画全体の総合評価としまして、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し、効率的な整備を進めることによりまして、農業集落排水事業、公共下水道事業ともにおおむね計画通りに整備が進んでおります。今後も他の補助金による整備事業を並行して行うことによりまして、計画通りの整備を行うことができると考えております。

管路整備等について円滑に整備が進んでおり、最終目標値の達成もほぼ見込まれると思われることから、今後も引き続き本地域再生計画に沿って事業を推進していきます。また、住みやすいと思う住民およびまちづくり活動への参加者の増加を目指し、協まち・カフェ共催の継続や市内一斉清掃等の継続実施など引き続き推進していき、目標の達成を目指していきます。

以上になります。

会長

ありがとうございました。地域再生計画という聞きなれない言葉ですが、国のほうで交付金を交付するのに市が独自で計画を作って評価しようという動きがあるという形になっております。この中間評価につきましても、やはり交付金を使って事業を行い、その結果どうなっているのかを評価し、国に報告するとなっております。

先ほど事務局からの説明では、概ね計画通りで、今後とも協まちカフェ等で地域活動に参加する人たちを啓蒙していくという話になっていくというお考えでした。

説明に関しまして、何かご質問がございましたらお願いします。

委員 質問というよりわからない部分で、地域再生計画が分かっていないのですが、何のための計画なのか。下水道をやっていく上でまちづくりに参加する人の割合がなぜ必要なのか、計画全体の総合評価も整備を行うことができるというのが総合評価なのかどうか、今後の方針とかも本当にこれでいいのかというのが私の中ではささやかな疑問です。

会長 評価調書の中身について、よろしいでしょうか。事務局のほうからいかがでしょうか。

事務局 まず一点目のそもそもこの計画がどういった経緯でできているのかという話ですが、政策企画課のほうでおこなっております「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がございます。その中で公共下水道の整備も行うことができるという交付金の形態になっております。その目標としましては、そもそも「まち・ひと・しごと」ですので、那珂市全体に市民や転入者に住みやすい環境を整え、盛り上げていこうという発想になっております。そういったメニューの一つで公共下水道を整備することによって住みやすいまちづくりができ、一方で住みやすいまちづくりにはハード面だけではなく、まちづくり活動を活発にさせていただくことによって「まち・ひと・しごと創生」ができるであろうという計画に基づいて作成しているものでございます。住みやすい市民や市民のまちづくり活動に参加しているひとの割合を増やすために公共下水道を整備しているという考え方になっております。

二点目の計画全体の総合評価と今後の方針等ですが、現時点で特段遅れが出ているとか、そういったことがないことから、今回の評価としましては、今後も計画通り進めていくという旨の記載をしたところ です。

会長 よろしいでしょうか。分かりにくい説明でした。初めて聞く言葉がありました。一番のポイントはお金を有効に使えということだと思うんですね。そのための指標として、市民活動の活性化とか住みよさ

を追求するという指針だと思うんですけども、下水道課としては、目標はほぼ達成できているという判断で調書をまとめたのかなと感じます。だいたいこのような形でよろしいでしょうか。

他に何かございますか。

委員 まちづくりとかごみ啓発は下水道と全く関係ないように思うのですが、所管ではない事業をなぜ下水道課が目標立てたり、今後の方針を決めていかなければいけないのか、どうしても理解できません。

事務局 先ほどと重なる点がありますが、地域計画の目標としまして、本市の豊かある自然と田園風景の魅力を残しつつ、市街地や周辺集落の住環境の向上することによって、定住者促進を図るというのが地域再生計画の根本でございます。こういったことを図るうえで、先ほどの市民活動を活発にしていき、まちづくり活動に参加している市民の割合を増やす具体的な施策の一つとしましては、コミュニティセンター等での啓発、推進等が考えられ、この指標を表現する、かつ目標値を達成するうえでの事業は何かとしますと、ごみ啓発推進事業であるというふうな形で、地方創生交付金の事業としましては、連携、組合せを行うことによって総合的にまちづくりを行っていくという計画になっているために、こういった事業を挙げさせていただきました。

会長 事務局としましては、生活環境の向上という意味で対策し、指標としたというのは苦渋の選択になりますが、指標としましては、このような形でまとめ方になり、内容としてはよろしいでしょうかね。  
その他ご意見がございますか。

委員 皆さんが疑問に思っているとおり、地域再生でこじつけているような感じで、それよりも雨水路がどれだけ整備されているのか、今後どういう方向で行くのかという追求し、そういった目標で進めていくというのが理想かなと思うのですが。

事務局 今回、交付金をいただいた中間評価ということで、ご審議いただいているところではございますけれども、前段のページであったとおり、この交付金を使いまして、公共下水道事業は1万メートルの工事を行います。また酒出地区の整備を完了します。主幹事業はこの2事業になります。そこで、指標1としまして、公共下水道、農業集落排水、

合併処理浄化槽が使える汚水処理普及率を向上させましょうというのが主なベンチマークという形になります。

先ほど説明しましたとおり、基準値に対しまして、同じく進んでおり、残りの平成 31 年度までにつきましては、おおむね達成できるでしょうという形で現在進めているところでございます。

また、③事業進捗状況のうち、特別措置を適用して行う事業が主幹事業となります。公共下水道事業と農業集落排水事業の計画、中間年度、最終年度の見込みとなりますけれども、公共下水道は 10,000m のうち、中間年度で 4,539m と少し遅れてはいますが、ほぼ計画通り進めているという状況になってございまして、最終年度には補助金を活かして 10,000m 整備を進め、汚水処理人口普及率の目標を達成したいと。それと、農業集落排水は酒出地区の平成 29 年度末の中間の整備は 6,538m と計画通り進んでいるところで、平成 31 年度末までには処理場を含めた管渠施設すべて終わる予定でございます。

こういったところが今回の補助事業として交付金をもらっている事業となつてございまして、その他事業のまちづくり事業やごみ啓発活動事業等のソフト事業も入れておりますが、主幹となっている補助事業について中心に評価いただければなというふうに思います。まちづくりやごみ啓発について、ご意見をいただいたところではございますけれども、本来の目的からすれば主幹事業として挙げております公共下水道事業・農業集落排水事業の整備状況の中間年度の評価とご理解いただければと思っております。

会長 事務局のほうから主幹事業プラスこの事業を行うことによってどういう効果があるのかと国から問われるものですので、そういった形でとりまとめたのが今回の中間評価となっているかと思えます。

その他ご質問等ございますか。

委員 先ほどから出ております計画外で実施した事業、その他の事業のところを大きく出さないで、主幹事業をメインとして追加として口頭でお話するくらいの部分かなと感じております。

まちづくりとごみ啓発については、私も自治会のほうやっております、そちらのほうから出ておりますが、もっと呼びかけをして多く人を集めて大々的にやった方がムードよくすることができるのかなと感じております。下水道のほうで出したのは、個人から判断すれば、ムード、情勢のために出してきたのかなと感じておりました。繰り返

しになりますが、主幹事業のほうをメインとして来年最終見込みをしっかり達成できるようにという説明でよろしいのかなと思っておりません。

会長            ありがとうございます。事務局は今の意見を参考にしまして、最終報告になると思いますが、評価を作っていただければと思います。特になければ次の議題に移ります。ここで司会を副会長に代わらせていただきます。

副会長            それでは、会長に代わって進めさせていただきます。続いて議事 2 の未計画地区の今後の整備の方向性について、を議題とします。事務局からご説明お願いいたします。

事務局            資料 5-①をご覧くださいと思います。未計画地区の今後の整備の方向性についてでございます。こちらは昨年度までご審議いただいた内容、また前回ご説明させていただいた内容を基に基本的な考え方をとりまとめたものでございます。ご説明した後、現在事務局のほうで考えている検討作業について、ご紹介させていただき、国の動きをご紹介するという流れでご説明のほうを進めさせていただければと考えています。

では、一つ目の基本的な考え方でございます。まず、全体計画について整理させていただきます。全体計画（那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道全体計画）は、地域の将来の姿を総合的な見地から長期的に展望して決定されるものでございます。下水道は生活基盤施設として位置付けされ、計画は一般に 20 年先の将来を想定してございます。

このため、全体計画区域には、既成市街地や将来市街地として開発される可能性のある地域のほか、市街化調整区域のうち現に集落があり生活環境を保全する必要がある場合等については最小限の区域を含むものとされております。また、将来の市民負担を増大させるおそれがあるため、区域の設定には留意することとされているところでございます。

続きまして、全体計画見直しにあたっての視点についてでございます。現在の全体計画区域は平成 22 年 3 月に策定したものでございます。しかし、計画の策定から 8 年が経過し、その間の人口減少・少子高齢化の進行など、下水道をめぐる社会情勢に変化が見られるところ

でございます。また、「人」「モノ」「カネ」の問題が顕在化、深刻化する中、効率的な事業運営等、持続可能な事業運営のための総合的な取り組みが必要となっております。

このような中、まず市の実情に応じた下水道の全体計画の見直しを行い、その上で下水道、農業集落排水、浄化槽の役割分担を定め、最適な汚水処理手法を明確化した「市町村構想(生活排水ベストプラン)」の見直しを行うこととございます。また、既存ストックの余裕能力の活用による効率的な事業運営に向け、施設規模の最適化を図るため、広域化・共同化計画を策定するものでございます。

その見直し時期及びその後の対応についてでございます。茨城県における広域化・共同化計画策定に伴いまして、茨城県生活排水ベストプランの基本構想見直しの検討作業が遅くとも平成 33 年度までに行われ、広域化・共同化計画策定に伴う全体計画の見直しを行う予定であることから、今回の市としての見直しも同時に行うこととし、見直し案の検討を平成 32 年度末までに済ませ、パブリックコメント等による市民への周知を経て、全体計画の見直しを平成 33 年度末までに決定する必要がございます。

今回の計画見直しにあたっては、以下の 4 点を把握したうえで、区域をさらに細分化し、今後の全体計画区域を判断していく予定でございます。一つ目は、区域ごとの将来人口・世帯数等の見通しを把握すること。二つ目は、実際に必要となる管渠等の施設の見通しを把握すること。三つ目は、現在の汲み取り槽及び単独処理浄化槽の状況を把握すること。四つ目は、現在の合併処理浄化槽の処理水の放流先の状況を把握すること。こちらが必要になってくることとございます。

最後に、全体計画見直し後、未計画地域について事業計画を策定し、順次整備事業を実施する予定でございます。

この基本的な考え方に基きまして、現在事務局では見直しの作業を進めているところでございます。どのような内容で進めているかについては、その他としてご説明した後、国の状況についてご説明していきたいと思っております。

資料 5-②経済性を基にした合併処理浄化槽との比較検討の手法についてをご覧ください。こちらについては先ほどご説明しました比較検討の方法をまとめたものでございます。こちらの検討に関しては「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(国土交通省 農林水産省 環境省が策定)が示されており、各施設の建設費、維持管理費、耐用年数について実績値や当市の特性を状況

に反映させて検討を行うこととされております。

こちらはまず検討単位区域の設定から始めることとなっております。具体的には一つ目として、汚水整備対象家屋は、住宅地図において住所の番地が割り当てられている家屋とします。また、地図から一般家屋と判断される家屋も対象とします。次に家屋間限界距離を勘案しまして家屋を先取り区域に取り込みます。そこからさらに家屋間限界距離内にある家屋も先取り区域へ接続します。次に先取り区域から離れた家屋を、家屋間限界距離を勘案してグループ化をします。その際、地形条件や河川横断も考慮して、それぞれのグループを検討単位区域として検討してきます。最後に検討単位区域とする家屋のグループは、家屋数が10戸以上となる区域を対象といたします。

検討を進める段階で今のような形で区域を設定していくわけですが、そこでポイントとなるのが、家屋間限界距離の算出方法になってございます。この図は国交省等で策定した構想策定マニュアルを抜粋したものでございます。四角で囲まれたものが二つあるかと思えます。左側のものが公共下水道で整備した場合のイメージで考えていただくものでございます。右側が個別処理、つまり合併処理浄化槽で整備したイメージを考えたものでございます。那珂市の場合は左側の公共下水道とした場合で、流域下水道に支払うことになる「増加する分の処理場維持管理費」、それと黒い線になっている「管渠の建設費」、それと毎年発生する「管渠の維持管理費」が公共下水道で整備された場合には発生する費用でございます。一方で右の図の合併処理浄化槽にした場合には、当然「浄化槽建設費」、それと毎年発生する「浄化槽維持管理費」が多くなることとなります。こちらが釣り合う距離、つまり近ければ公共下水道の方が有利になり、遠ければ合併処理浄化槽の方が有利になる傾向がございまして、どこかで同じ金額になる距離が見つかるはずだと考えております。その距離を家屋間限界距離としましょうということになります。

それで、家屋間限界距離の中にあるのは公共下水道で整備する、それを離れた家屋については合併処理浄化槽の方が有利として判断していくということをご理解いただければと思います。

裏のページをご覧ください。こちらが具体的な作業を図で示したもので、同じマニュアルから抜粋してございます。この検討単区域を設定した後、検討単位区域同士を接続する管渠の沿線の区域を周辺区域として検討単位区域とそれに関連する周辺区域ごとに、集合処理で整備した方が有利な区域かどうかを判断するというのが実際に行う作業

でございます。これを市内全域でおこなうこととなります。

具体的にご説明したいと思いますので、検討単位区域図と書かれている豊喰地区の拡大図をご覧ください。こちらは豊喰付近の拡大図となります。南西から北東部に常磐道が走っており、中心にあるのが国道 118 号線とっていただければと思います。黄土色の点線で書かれているのが、今現在の全体区域内で、区域内にある家屋をすべて接続した場合の検討図となります。もう一つポイントとなるのが、118 号から高速を通って東に折れるオレンジ色の点線があるかだと思います。これが茨城県の建設した那珂久慈流域下水道の那珂幹線でございます。豊喰地区を公共下水道で整備するには、高速道路南側の交差点付近に流域下水道に接続する地点を設定しまして、そこから家屋への管を整備することになるかと考えられます。

今回の検討では那珂市においての家屋間限界距離を求める作業を進めているところでございます。その数値が出た後、この接続が見込まれる地点から、先ほど説明した家屋間限界距離の中にある家屋を順番に取り込んでいきます。それで新しい検討区域を設定していく予定でございます。

そこで具体的に課題となっておりますのが、離れた家屋をどう取り扱うのかということになります。いくつか離れた家屋があるのかわかるかだと思います。一例としてしまして申し訳ありませんが、真ん中付近の例を例に挙げさせていただきます。こちらについては、この 118 号線の旧道から 200m ほど離れたところに家が一軒あって、そこから 100m 離れたところにもう一軒あるという状況が地図から判断できます。仮に 200m 離れた家が家屋間限界距離より短ければ、新しい検討単位区域ということになりますが、仮に那珂市の家屋間限界距離が短ければ、合併処理浄化槽の方が有利な地区として全体計画からは離れて、浄化槽の方が有利な区域として判断していくこととなります。

これを順次行ってまいりまして、家屋をつなぐ管渠の位置、長さ、戸数を確認しまして、公共下水道の場合に増加する茨城県流域下水道に支払う維持管理費、それと実際の管渠の建設費、管渠の維持管理費を見積もってまいります。また、仮にですが、この豊喰地区を全部合併浄化槽で処理することとした場合も一例と考えまして、No.36 と書いております現在の豊喰地内のご家庭全て合併処理浄化槽で処理すると仮定した場合の浄化槽の建設費、維持管理費を公共下水道で整備した場合と比較しまして、全体としてこの地区が公共下水道に接続した方が有利になるのか、それとも合併処理浄化槽で処理した方が有利に

なるのかを検討単位区域ごとに検討していくという作業をしていきたいと考えています。

お察しのとおり、地区は豊喰だけではございませんので、未計画地区となっているすべてで行う必要がございます。現在試算している段階でございますので、その結果がまとまり次第、改めてご報告させていただきますので、ご理解いただければと思います。

最後に資料5-③単独処理浄化槽の宅内配管を含めた合併処理浄化槽の転換促進についてをご説明してまいりたいと思います。今年の夏に環境省から示された資料でございます。現在平成31年度の国の予算調整が省庁間で進められていると考えておりますが、そこで提示された環境省の資料でございます。左側の上にありますように未だに1,200万人がくみ取り便槽や単独処理浄化槽を使用しており、生活雑排水が未処理の状態が続いており、単独処理浄化槽約400万基の合併槽への転換が最優先課題であると環境省のほうでは認識しているところでございます。

このための施策として、単独処理浄化槽の宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換促進や、浄化槽台帳を活用した維持管理の生産性向上を図るといった項目が昨年度はなく、今年度追加されてございます。右側の図の中で、今回から単独処理浄化槽からの転換には宅内配管を含むと明記されることとなりまして、それに向けた調整が国のほうでされているところと考えられます。しかしながら、現在12月時点においては具体的な補助要綱が示されていないため、この制度を活用して市民の皆様の合併処理浄化槽の整備、特に単独処理浄化槽へ転換される方への補助金への上乘せの補助をできるのかどうかは未定でございます。

しかし国においても合併処理浄化槽にした場合の経費の一部を補助するための施策が現実に検討されているということをお知らせさせていただき、ご承知おきいただければということで今回資料をつけさせていただいたところです。

予定通り本年度はこの検討単位区域の検討のほか、合併処理浄化槽、特に市町村設置型と個人設置型の特徴の把握を順次進めているところでございますので、まとまり次第改めてお集まりいただく予定で進めているところでございます。

以上です。

副会長

ただ今事務局からご説明がありましたが、この件に関しまして、何

かご質問があれば。

委員 先ほどの家屋間限界距離についてお尋ねしたいんですけども、家屋間限界距離というのは那珂市と隣の勝田地区とでは検討結果が違ってしまいうこともあるんですか。

例えば、那珂市の場合は 200m 離れているとだめですよ、勝田地区の場合は 300m 離れていても下水道に入れますよ、というような事態が起こりうるという可能性もあるんでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりの状況も想定されます。といいいますのは、管渠の建設費用、処理場の維持管理の費用、合併処理浄化槽の維持管理費、この三つがポイントになってきます。ですので、状況に変わりがなければ全国どこでも同じになるかと思えますけれども、1 キロを整備するのに必要なお金も地域差がございます。もっと言うと、那珂市の中でも違いはあるものでございます。

処理場を運営するための経費も大規模でおこなっている処理場と勝田地区のように単独でおこなっているところとか、あるいは那珂久慈下水道のように大規模でおこなっているところでは、同じ 1 m<sup>3</sup>の水を処理するのに単価が異なっています。

もう一つが、合併処理浄化槽の年間の維持管理費ですが、こちらはそれほど動きがないものと思えますが、状況によっては変わってくるものでございますので、検討する要素がございます。ですので、全国一律ではございませんし、隣の町と処理方法が変わっていれば、管渠の建設費が同じであっても異なってくるということは考えられるところでございます。

委員 処理方法は最終的にすべて那珂久慈流域下水道のほうに入るわけですよ。

事務局 おっしゃるとおりです。

委員 ということは、同規模程度の家屋間限界距離になってきて、大幅に差が出ることはないように感じたので、質問したんですけども。

事務局 おっしゃるように、この近隣で考えれば、那珂久慈流域に1 m<sup>3</sup>に対して50円半ばのお金を払っておりますので、同じ条件で計算することはできます。ただし、水戸市では若宮に独自で処理場を持っており、ひたちなか市だと那珂川沿いに独自の処理場を持っているので、現実的には若干違うのかということで申し上げたので、那珂久慈流域下水道に接続される場合はどの市も同じ単価になります。違いは管渠の建設費と合併処理浄化槽の維持管理費になります。

副会長 他に何かございますか。なければ私から何点か質問させていただきます。

まだ補助が確定されていないということですが、まず市町村設置型合併処理浄化槽で、国庫補助助成対象が10/30とあって、個人負担が1割、市町村負担が17/30となっている点がわからないのと、もう一点は、公共下水道の宅内配管は個人でやりなさいとなっている状況で、補助が確定はしていませんが、浄化槽は宅内配管も助成対象にするということは問題が出てくるんじゃないかと思います。答えられる範囲で結構ですが、お願いします。

事務局 二つの質問で性格が変わりますので、前半は私のほうからお答えします。まず、浄化槽の整備と書かれている資料5-③の右側真ん中あたりの図で、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の費用負担はというご質問だったかと思いますが、こちらは現在の市町村設置型で新たに設置しようとする際にどのような費用を負担するのか、その財源を示したものになります。仮に10割を業者に支払うお金とすると、受益者分担金として1割を設置される人から預り、残りの9割については、行政のほうで支出しなさいとなっておりますので、その1/3については、国で負担し、残りを市が負担するという内容になっています。

仮に公共下水道を例にとりますと、個人負担は5%になります。残りのうち半分を国が負担し、残りを市が負担するのが今の公共下水道の費用負担となりますので、公共下水道と比べて市町村負担の割合が高くなるというのが特徴でございます。

副会長 あくまでも補助対象額だけを考えた場合ということですね。

事務局 そうですね。設置に関する費用は個人負担を1割していただければ、

残りを国と市町村で割り振りますという説明になります。

事務局

二点目の件ですが、今回の補助事業は環境省が出しているものでございます。環境省は浄化槽を所管としているのですが、水質改善を急務に考えた場合、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が最優先課題であり、ハードルが高いと考えているのが宅内配管の工事が高いために合併浄化槽への転換が遅れているという要因が見えているため、環境省では単独浄化槽から合併浄化槽への転換の際には、推進のために配管工事の補助事業をしているものと推測しております。

一方で公共下水道の区域に関しましては、現時点で急務ではなく、接続率は上がっているということから、現時点では国土交通省では国費のメニューとしては考えていないと分析しています。ただ、今後国土交通省のほうでもないとは限らないので、情報については市のほうでも集めながら、検討の材料としてテーブルにあげていきたいと考えております。

副会長

ありがとうございました。その他ご質問ございませんか。なければ、議事のその他に入ります。

私のほうから新しく委員になられた皆様に、事務局のほうから説明が足りなかった部分につきまして、補足させていただきます。

報告3の事業計画の変更について資料が一枚ございますが、計画目標年次を平成30年度から平成35年度に延伸し、計画区域の変更はありませんということですが、なぜこうなったのかを説明しないのかと思ひまして、この内容は市長からの諮問に対して、当審議会ですべて市長宛てに答申したものを受けて、市のほうで県に申請したら、認められたということを説明しないと、皆さん分からないと思うんですよ。そういうことを下に書いていただければとありがたいと思うんですが、今後お願いしたいと思ひます。

その他ございますか。

無いようですので、以上で本日の議事はすべて終了しました。議長の任は解かせていただきます。審議に関しましては、皆さまの貴重な発言をいただき、ありがとうございました。事務局にお返ししたいと思ひます。

事務局

議事進行ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

事務局

次回のスケジュールにつきまして、簡単にご説明しておきたいと思  
います。先ほどご説明させていただいたとおり、平成 30 年度の検討  
内容について事務局で検討を進めておりますが、その中でもお示しし  
ました今後の合併処理浄化槽を検討するにあたって、合併処理浄化槽  
のポイントについての検討、中間報告等を予定してございます。特に  
合併処理浄化槽のポイント等をご説明させていただく時間を持ちたい  
と考えてございます。年明けの 2 月から 3 月頃を予定しておりますの  
で、近くなりましたら、またご連絡差し上げたいと思います。

また、今回いただいたご意見のほかにお気づきの点がございましたら、  
ご連絡いただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局

以上をもちまして、第 26 回那珂市公共下水道事業審議会を閉会い  
たします。

お疲れ様でした。